

教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

1. 児童生徒の学ぶ力

(1) 学力の向上

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|--------------|
| <p>(ア) 学校質問紙調査の統計的活用の促進について</p> <p>【意見】 報告書92頁</p> <p>市では、学校質問紙調査の評価結果の特段の公表等を行っていない。</p> <p>しかし、学校質問紙調査の「様々な文章を読む習慣を付ける授業を行ったか」という問いに対する肯定的な回答の割合は滋賀県と全国平均とに大きな差が生じており、市についても同様の傾向があることから、教育現場の意識や実践状況を示す一つの指標となっている。</p> <p>また、国立教育政策研究所の公表しているデータでは、学校質問紙の結果と児童質問紙の結果をクロス集計することで、学校の教育活動と、児童生徒の教育活動の受け止め方の差異を分析するとともに、両者の相関関係の分析を行っている。</p> <p>(表：略)</p> <p>質問事項(11)と(43)については上表のとおりとなっている。</p> <p>いずれの質問項目についても肯定的な回答をしている学校の方が、教科の得点についても高くなる傾向があることが確認できる。</p> <p>次表は国立教育政策研究所の公表している全国学力・学習状況調査の結果の概要の抜粋であり、左側は児童質問紙の調査結果、右側は学校質問紙の調査結果を示している。</p> <p>右側の学校における指導状況について、最も肯定的な回答(当てはまる)をしている学校が増加傾向にあり、その結果、児童の肯定的な回答の割合が増加傾向にあることが確認できる。</p> <p>(表：略)</p> | <p>【検討中】</p> <p>本市においては、学校質問紙調査の結果については、滋賀大学教授に調査結果分析を依頼し、活用しています。この分析結果を基に、教育委員会として学校現場への指導助言も行っています。</p> <p>さらなる開示等については、大津市情報公開条例等を踏まえ検討するとともに、学力に係る施策の検討・評価のツールとして活用できるように努めます。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>こうした統計結果は、各学校においては、全体結果と自校結果を比較分析することを通して、自校の課題を明確にすることが可能となり、教育委員会としても取組内容の学校指導への反映状況、児童成績への影響度を計る指標として活用ができる。</p> <p>市として、滋賀県、全国と比較して良い傾向の出ている質問項目や悪い傾向の出ている質問項目それぞれあることから、学校質問紙の内容も必要に応じて分析・開示等を行い、学力に係る施策の検討・評価のツールとして更なる活用を図ることを期待したい。</p> | | |
| <p>(イ) 情報開示の充実・促進について 【意見】 報告書 94 頁</p> <p>教育委員会等では学力の向上を実現すべく、様々な事項を検討し、分析を行っている。しかし、現状情報開示されているものは、「天津市教育振興基本計画及び天津市教育大綱」やその評価資料である「天津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」を除くと「全国学力・学習状況調査の実施結果について」等であり、決して多くの情報が開示されている状況とは言えない。「全国学力・学習状況調査の実施結果について」についても、調査結果のおおまかな内容が示されているのみで、調査結果の詳細まで把握できるものではなく、また、データの公表も行われていない。大学と連携した学力調査・授業改善や光ルくん調査といった様々な取組の内容やその成果についても詳細な情報の開示はない。</p> <p>確かに、全国学力・学習状況調査により測定できる情報は学力の特定の一部であるし、情報公開による結果の序列化や過度な競争が生じないようにする等教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。また、一つ一つの取組がどの程度効果があったかどうかを測定することも難しい側面がある。</p> <p>しかし、学力という要素は市民の興味・関心の高い項目であり、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要である。</p> | <p>【検討中】</p> <p>本市においては、学力調査の結果を校種、教科ごとに、「全国学力・学習状況調査の実施結果について」で示しています。また、各校において分析を行い、結果を「我が校の強み弱み分析・評価シート」として学校ホームページ等で公開しています。</p> <p>一方で、情報公開による結果の序列化や、保護者の不安をあおる結果を生まないよう、教育上の効果と影響を十分に配慮する必要があると考えております。さらなる情報開示については、天津市情報公開条例等を踏まえ検討するとともに、学力に係る施策の検討・評価のツールとして活用できるように努めます。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|--------------|
| <p>第3期大津市教育振興基本計画において、基本方針として「社会全体で子どもを育てます」と定めている。</p> <p>市は情報の質に配慮しつつ、教育の現状についての情報を可能な範囲で公開することで、市民や社会全体に教育の現状・課題等を理解してもらうことができ、その結果として市民や社会全体の協力が得られ、社会全体で子どもを育てることができるようになる。</p> <p>市では質問紙調査の内容の公表等を行っていないが、他の市町村ではデータの公表や分析結果の公表を行っている所がある。例えば、守口市ではホームページ上で質問紙調査の結果を全て公開しており、また、高岡市では学校質問紙の調査結果の分析を行い、その概況を示すとともに課題点等を明示している。</p> <p>質問紙調査に限るものではないが、市も教育への取組についてはホームページや広報誌等を活用し、積極的に情報発信していくことを期待したい。副次的ではあるが、積極的な情報配信を行うためには取組の内容及びその成果を検討する必要があり、PDCA サイクルの活用促進にも寄与することが期待できる。</p> | | |
| <p>(ウ) PDCA サイクルの深度ある活用の期待</p> <p>【意見】 報告書 95 頁</p> <p>市では、第2期大津市教育振興基本計画の中で学力を重要戦略の1つとして位置付け、それに対する施策の実行を通じて、一定の成果を得てきた。しかし、平成31年度（令和元年度）の全国学力学習状況調査の結果、特に国語を中心に児童の興味関心が低く、また、その傾向が過去から続いている状況がある。</p> <p>包括外部監査人の実施した全学校へのアンケート調査の結果から、学力向上のためには教員の負担軽減や業務内容の見直しを通じて、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要だということが確認できた。この点、教育委員会もこの事実を把握しており、第3期大津市教育振興基本計画においても課題として認識できている。</p> | <p>【取組中】</p> <p>業務内容の見直しを通して、教員の負担軽減を図り、学力向上のためにその時間を授業研究や教材研究の時間に充てる必要があると認識しています。そのため、スクールサポートスタッフを全校に配置し、教材の印刷や配布等を担うことや、学校留守番電話の設定時刻の前倒しを行うなど働き方改革を推進し、教員の時間確保に努めてきました。</p> <p>また、国語科を中心に、児童生徒の興味関心に課題が見られることから、第3期教育振興基本計画のアクション1「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」にあるよう、子どもの学びの質を高めるために、一斉教授型の授業から個別最適化型の授業へ、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図っています。</p> <p>さらに、各教科等において、ICT を活用して学習活動を充実させることが</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|-----|
| <p>しかし、実際に現場で指導（Do：実行）しているのは教員であり、認識した課題を解決するための施策を行った結果として現場の教員が改善や満足を感じるものとなる必要がある。課題を認識しているが、その解決には至っていないという現状・現場の声はPDCAサイクルを実行するうえで重要な事項であり、教育委員会ではこの現場の声を踏まえて、Check（評価）、Action（改善）し、次のPlan（計画）につなげていく必要がある。</p> <p>仮に総労働時間が同じであったとしても、教員が重要と考える授業研究の時間、児童と向き合う時間に対する相対的割合が高まれば大きな成果である。教員の授業・教材・児童と向き合う時間の確保こそが学力向上に必要な事項であり、そのためにも教員の業務内容の精査・重要度に応じた分類、取捨選択をこのPDCAの一環として取組改善を促進する必要がある。</p> <p>新しい教育指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。</p> <p>現場の満足感・充実感を高めることで、その結果として学力の指標が向上することが望ましい。第3期大津市教育振興基本計画を進めるに当たっては、現場の声を生かしつつ、客観的指標を用いた分析を進め、今後さらなるPDCAサイクルの活用を通じて、市の求める学ぶ力が向上していくことを期待したい。</p> | <p>できるよう、今後も学校現場の声を生かしつつ、PDCAサイクルの活用を通じて子どもが自ら学ぶ力を向上させることができるよう努めます。</p> | |

(3) 国際理解教育・外国語教育

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|--------------|
| <p>(ア) 外国語指導助手（ALT）派遣業務委託</p> <p>iii) ALTの活用状況について</p> <p>c) ALTの更なる活用効率化</p> | <p>【取組中】</p> <p>各学校の児童生徒数やALTの活用状況に応じて、配置日数を見直し、全体の活用率を高める取組を進めています。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>【意見】 報告書 110 頁</p> <p>大津市内の小中学校において多くのALTが配置されているが、小学校、中学校でそれぞれ事情は異なっており、また学校間でも活用状況に違いがみられた。</p> <p>小学校では、ALTが担当するコマがかなり多く、アンケート結果において授業前後の打ち合わせができない、といったコメントを裏付ける結果となっている。一方で中学校全体の活用率は49.3%にとどまっており、学級当たりコマ数では小学校（33.8コマ）よりも潤沢にALTが配置されているものの（48.5コマ）、活用方法について現場が対応しきれていない面も見られた。</p> <p>どの程度、ALTを授業に参加させるかについては、各学校に一定の裁量があることは理解するが、折角のALTを有効に活用するための努力、配置コマ数の見直しは継続的に行われる必要がある。</p> <p>また、活用率が低い小中学校からは配置数を削減する等、学級当たり配置数を決定するに当たり、足元の活用状況を踏まえた配分を毎年行っていくべきと考える。</p> <p>なお、令和2年度においては、ALTの配置数を見直し、中学校におけるALTの配置数を削減することによって全体の活用率を高める変更が行われている。</p> <p>また、中学校において活用率が比較的低くなっている要因として、ALTの配置コマ数、時間割の割り当てが3月にずれ込むことから、中学校のカリキュラム編成上、ALTをうまく活用するための時間割が設定できない面もあるとのことである。これについては後述の複数年契約の導入等によって、安定的なALT配置体制を構築することにより、中学校カリキュラム編成において、ALTがうまく授業に参加できるような時間割の設定を考慮すべきである。</p> | <p>す。また、英語の授業がない場合においても、他教科やクラブ活動での活用を推奨しています。</p> | |
| <p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業</p> <p>ii) 指導員への依頼の承諾について</p> <p>【意見】 報告書 112 頁</p> | <p>【検討中】</p> <p>日本語指導員の派遣について、現在、トラブル等は発生していない状態</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|--------------|
| <p>市は、公益財団法人大津市国際親善協会から紹介を受けた人材に電話連絡をとり、承諾を得たうえで、指導員及び学校に指導員の依頼文及び通知文を送付している。</p> <p>指導員への依頼文には、1. 児童生徒氏名、指導言語、時間数、2. 指導依頼期間、3. 指導場所、4. 内容、5. 謝礼が記載されているが、指導員の承諾については、事前の電話による承諾のみで、文書等では入手していない。</p> <p>現在依頼している指導員は従来から継続して依頼している指導員が多く、これまでトラブル等は発生していないとのことであるが、今後のトラブル等の回避のため、承諾書を入手することが望まれる。</p> | <p>ですが、今後の状況に応じて、承諾書等の取得について検討します。</p> | |
| <p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業 iv) 指導の計画・評価について 【意見】 報告書 113 頁</p> <p>日本語指導実施要項において、指導内容については、「日本語による日常会話が可能となるよう、当該児童生徒の実情に合わせた日本語指導を行う。ただし、詳細については、学校教育課と指導員が協議の上決定する。」とされている。</p> <p>指導を効果的に実施するためには、当該児童生徒の実情を踏まえ、指導の計画や方針を決め、指導を有効に行っていく必要があるといえるが、学校教育課では、指導内容については、指導員と学校に任せており、指導の計画を立てて実施されているか把握していない。</p> <p>また、同要項において、派遣時間数は、原則として週2時間（週2時間×35週＝70時間）とされている。しかし、指導実績報告書を見ると、週2時間の指導が毎月実施できているケースはなく、中には、月に1時間や2時間のみ指導や、年間合計で2時間しか指導できていないケースもあり、そのようなケースでは指導の効果がどれだけ発揮できているのか疑問である。</p> <p>また、指導の目標についても市では把握されておらず、その評価もなされていない。</p> | <p>【検討中】</p> <p>帰国・外国人児童生徒の指導計画等については、各学校が指導員とともに各児童生徒のニーズや状況に応じて作成しています。</p> <p>帰国・外国人児童生徒への指導が効果的に行えるよう、学校が作成した指導計画等を市で把握し評価する方法も含め、現在検討しています。</p> <p>また、日本語指導を効果的に進めていけるよう、指導員を担える人材の確保について努めてまいります。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|----------|-----|
| 指導時間や日時については、指導員を担える人材が少ないこともあり、日本語指導員の都合による面も多いとのことであるが、まずは指導を開始する段階で、各児童生徒のニーズや状況に応じた指導の計画と目標を策定し、その評価をすることで、効果的に進めていく必要があると考える。 | | |

2. 教員の指導する力と働き方改革

(2) 働き方改革

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|------|
| <p>(ア) 勤務時間の管理・集計</p> <p>ii) 持ち帰り時間の把握及び縮減に向けた取組</p> <p>【意見】報告書 130 頁</p> <p>現在、市では、持ち帰り時間を超過勤務申告書に記入させているが、実態に合致していない可能性がある。</p> <p>「天津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」では、「持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。」とされている。</p> <p>この点、個人情報携出簿上、資料等を持ち帰っている教職員については自宅で業務を行っていると思われるが、それに比して明らかに超過勤務申告書上の持ち帰り時間が短い等といった場合、同方針に従って、実態把握を行うとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うことが必要と考えられる。</p> | <p>【取組中】</p> <p>ICカードによる勤怠管理を実施していますが、持ち帰り時間は、教職員の自己申告となります。教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成しており、今後もマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p> <p>また、管理職を通じて持ち帰り時間の縮減に向けて、更なる取組を進められるよう指導していきます。</p> | 教職員室 |
| <p>(イ) 長時間勤務の原因分析、改善に向けた取組</p> <p>【意見】報告書 131 頁</p> <p>教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。</p> <p>「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、直近の令和元年6月分では、小学校の教職員は、①（45 時間以下）46.7%、②（45 時間超～80 時間以下）40.1%、③（80 時間超～100 時間以</p> | <p>【取組中】</p> <p>各校において、ICカードによる客観的な超過勤務時間数を基にして、長時間勤務の原因を分析し、個々の業務量の平準化や業務の偏りの解消など、業務改善に向けた取組を進めています。</p> <p>また、教職員の負担軽減を図り、超過時間勤務縮減に向けて、令和3年度から54名のスクールサポートスタッフを市内小中学校に配置しています。</p> | 教職員室 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|-------------|
| <p>下) 10.1%、④ (100 時間超) 3.1% となっており、45 時間超が過半数を超えている。</p> <p>また、中学校の教職員は、① 33.3%、②39.1%、③16.2%、④ 11.3%となっており、45 時間超が3分の2を超えており、100 時間超も1割を超えている。</p> <p>ちなみに、小学校、中学校ともに、平成30年分(4～6月)よりも令和元年分(4～6月)が①45時間以下、②45時間超～80時間以下の両方の項目で増加している一方、③80時間超～100時間以下、④100時間超の両方の項目で減少している。</p> <p>市では、令和元年度の教員1人当たり月平均超過勤務時間は、小学校37校全てで45時間以下であり、その平均値は26.0時間であった。</p> <p>また、中学校18校のうち、17校で45時間以下、1校が45時間超であり、その平均値は33.9時間であった。</p> <p>このように、市の小学校、中学校いずれも、超過勤務時間が全国平均と比べても比較的少ないものと思われるが、長時間勤務が教員の教える力を低下させてしまう可能性に鑑みると、さらなる長時間勤務の削減が望まれる。</p> <p>なお、その前提として、教職員の長時間勤務の原因を分析して改善につなげるためにも、どの業務にどの程度の時間がとられているか、また、どの業務が負担になっているか等といった分析が必要と思われる。</p> <p>超過勤務時間の削減に向けては、学校支援システム(校支援)等のICTを活用した業務の効率化・省力化、教職員の業務の平準化のほか、現在、配置を拡充しているSSS(スクールサポートスタッフ)の有効な活用等が考えられる。</p> | | |
| <p>(ウ) 働き方改革に向けた教職員の意識改革、教育・研修の充実</p> <p>【意見】報告書133頁</p> <p>教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化しているが、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制</p> | <p>【取組中】</p> <p>令和3年度から実施のICカードによる勤怠管理により、1か月の超過勤務時間数を客観的に把握し、その結果を各教職員に通知することにより、自らの働き方を認識し、改善に向けた意識の醸成に努めています。</p> | <p>教職員室</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|-----|
| <p>の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」でも「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教師人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的」であるとされており、働き方改革を通じて教員の教える力を高め、それにより児童・生徒の学ぶ力も高まるという関係にあると考えられる。</p> <p>この点、子どものためという使命感に基づき、長時間勤務を厭わないという考えがあるかもしれないが、回答申の「はじめに」で、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’ という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。」とされているように、働き方改革は子どものためにもなるという意識改革が必要であり、そのためにも教職員への研修等を通じた啓蒙が望まれる。</p> <p>ところで、「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、管理職については、都道府県単位では、①（既に実施した又は実施中）は93.6%であり、大半が既に実施した又は実施中であるのに対して、市区町村単位では、既に実施した又は実施中が半数に満たない状況であり、②（実施に向けて検討中）と③（特に取り組んでいない、取り組む予定はない）の合計が過半数となっている。</p> <p>また、管理職以外の教員等については、都道府県単位では、①が63.8%と大きく下がっており、市区町村単位では、①が20.7%とさらに大きく下がり、②及び③がいずれも約4割となっている。</p> <p>市では、管理職だけでなく、管理職以外の教職員に対しても働き方改革に関する研修を実施しているが、引き続き研修を続けるとともに、その内容を</p> | <p>引き続き、教職員に向けた働き方改革に関する研修内容を充実・改善し、より効果的な研修を実施していきます。</p> | |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|-------------|
| <p>さらに充実・改善させる取組が望まれる。</p> | | |
| <p>(エ) 教職員に対する面接指導の有効化対策 【意見】 報告書 135 頁 「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」に従って平成 30 年度及び令和元年度における面接指導を受ける必要があると判定された人数のうち、面接指導を希望した人数の割合は以下のとおりであった。</p> <p style="text-align: center;">(以下：略)</p> <p>以上のように、面接指導を受ける必要があると判定された教職員のうちのほとんどが面接指導を希望していない。</p> <p>また、各学校が教育委員会に毎月提出している「時間外労働等を行った教職員に係る面接指導の実施結果等」を閲覧したところ、面接指導を希望しない理由として、疲労感がない、自己管理により健康を保っているため、休日等に休養をとることで疲労が回復できているため、疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない、等といったものが挙げられており、ほとんどの理由が同じようなものであった。</p> <p>これは、学校の負担を軽減するために、同書類において予め定型的な理由を複数用意していることに起因するものと思われる。</p> <p>実際のところ、こうした理由に基づいて面接指導を希望していない可能性も否定できないが、一部閲覧した範囲で、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間がもったいない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といった理由が挙げられていた。</p> <p>仮に、教職員が特別休暇等で長期間休養した場合、他の教職員への負担が増大することになるし、長期間休養しない場合であっても、長時間労働が原因で教員の教える力が低下してしまうといったことは十分考えられる。</p> | <p>【取組中】 面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p> | <p>教職員室</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|----------|-----|
| そこで、予防策としての面接指導を有効に活用すべく、教職員への周知・啓蒙等を行うとともに、教職員が面接指導を受けてもいいと思えるような工夫・取組が望まれる。 | | |

3. 学校施設と統廃合

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|-------|
| <p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>i) 統廃合における教育的観点からの検討必要性</p> <p>【意見】報告書 142 頁</p> <p>教育委員会では、適正化ビジョンにおいて3つの観点を掲げているが、各学校区における意見交換会等では、地域コミュニティにおける学校の役割の観点についての意見も多数あったとのことであり、同観点も重視している。そのため、学校統廃合に向けた具体的な検討は行われていないとのことである。同観点につき、その重要性を否定するものではないが、教育的観点についての配慮が行えているといえるか、十分に検討する必要がある。小学校6年間でクラス替えができない、運動会で切磋琢磨できない、等は教育的観点からはやはり課題であり、様々な能力・才能をもった児童と交流し、自らを高める、また、様々なことに興味・関心を持つ機会を与えるうえで、一定程度の学校規模を確保することの重要性も、児童が少なくなった地域コミュニティに対して継続的に訴えていく必要があるのではないかと考える。</p> <p>地理的に通学困難な状況に置かれているのであればまだしも、上記で取り上げた小学校は、通学範囲として常識的な範囲内に他の学校が立地しており、教育的観点を考慮した、学校の一定規模確保のための統廃合についても教育委員会として検討が必要である。</p> | <p>【検討中】</p> <p>適正化ビジョンでは、「教育的観点」、「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」、「財政的観点」の3つの観点を掲げていますが、このうち「教育的観点」を1番に位置付けており、子どもたちのより良い教育環境の確保を目指しています。</p> <p>教育環境の充実策の1つとして学校統廃合を提示していますが、それ以外にも様々な施策を提示しており、小規模校や大規模校におけるそれぞれのメリットや課題について、地域の理解も得ながら、慎重に検討してまいります。</p> | 教育総務課 |
| <p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>ii) 地元との十分な意見交換の推進</p> <p>【意見】報告書 142 頁</p> <p>平成 28 年に適正化ビジョンが公表され、平成 29 年に実施された各学校区における意見交換会の後、どのよう</p> | <p>【検討中】</p> <p>学校は、地域交流やスポーツ活動の拠点として、また、避難所としての機能を有するなど、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしています。</p> <p>小中学校の規模等適正化の基本方針では、3つの観点のひとつに「地域コ</p> | 教育総務課 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|--------------|
| <p>な取組を地元に対して行っているのかを教育委員会に確認したが、具体的な協議は一部の学区を除き行われていないとのことであった。その理由は、適正化ビジョンにおいて統廃合は選択肢のうちの一つであり、各学校区において統廃合の機運が高まっている訳ではないとの理由から行っていないとのことであった。</p> <p>適正化ビジョンの公表から4年が経過しているが、適正化ビジョンで示されたとおり、着実に児童数の減少が進んでいる状況にある。また、将来小学校に進学する乳幼児の数も市内で減少が続いており、適正化の必要性は高まっているといえる。</p> <p>地元の意向に十分配慮することは言うまでもないが、iii) で記載する中長期的な課題解決の観点を踏まえつつ、丁寧かつ継続的な地元との対話を進める必要がある。</p> | <p>コミュニティにおける学校の役割の観点」を位置付けており、学校が地域で果たしている多様な機能・役割を踏まえた上で、必要に応じて地域と意見交換を行うなど、慎重に検討してまいります。</p> | |
| <p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>iii) 中長期的な観点からの検討の必要性</p> <p>【意見】 報告書 143 頁</p> <p>学校の統廃合は、本稿で取り上げた様々な課題・論点と密接に関係しており、中長期的な観点から検討が必要となることに留意が必要である。以下では、各課題との関係性について取り上げる。</p> <p>まず、学校統廃合は、教員の負担軽減の観点から重要である。複数の小学校が存在すれば、単純に学級数が増加し、担任の数が増加するという面もあるが、各々の小学校で必ず必要となる役割（校長、教頭、生徒指導担当、いじめ対策担当教員等）がある。教員の定員数増加が難しい状況において、別項で記載している働き方改革とともに、学校統廃合によって、一つの小学校により多くの教員を配置することによって、教員一人ひとりが担う役割を緩和することができるのではないかと考える。</p> <p>また、学校統廃合は、教員の大量退職への対応の観点からも重要である。市の教員の年齢構成は、20代～30代前半を中心とする若手層と、50代後半</p> | <p>【検討中】</p> <p>令和3年3月に策定した「大津市学校施設長寿命化計画」の策定目的は、老朽化した学校施設が多い中、本来であれば50年程度で改築していたサイクルを80年に延命することで予算の平準化を図ることが目的の1つにあります。ただし、限られた財源の中で施設の維持改修を行うには、学校施設の統廃合も1つの手法であり、引き続き検討してまいります。</p> <p>併せて、児童・生徒数の推移や教室の利用状況を勘案し、児童クラブ等の他の公共施設を学校に機能集約することや減築等を含め、様々な手法を検討してまいります。</p> | <p>教育総務課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|----------|-----|
| <p>を中心とするベテラン層で大きな山を形成しており、50代後半のベテラン層が今後一斉に退職することになる。今後同じ学校数を維持しようとした場合、退職した教員数と同じだけの新規採用を行わなければならないが、その場合、採用してから学校統廃合を進めたとしても、教員の人員を減らすことはできなくなる。短期的には小学校全体での35人学級対応のため教員数の増員が必要となるものの、少子化の改善が容易に想定されない中、教員数に大きな影響を与える学校統廃合は、ベテラン層の退職が進む今後10年間で戦略的に進める必要がある。</p> <p>また、市は、学校施設の施設マネジメント方針（建替え・長寿命化・減築等）について、現在教育委員会で検討を進めているとのことであるが、長寿命化や建替えの意思決定を行った後は、当面は整備した校舎を使用し続けなければならないことになる。その後は、統廃合等の意思決定が行えないことになるため、そのような観点からも統廃合に向けた方針設定を先に進めておく必要がある。</p> <p>また、学校統廃合は財政面の問題への対応といった側面もある。少子化により、ピークの昭和57年度から約21%児童が減少しているにも関わらず、学校数は37校のまま、教員数も増加傾向となっており、小学校における35人学級への切り替えといった少人数学級等の国の施策を考慮したとしても、市の財政負担は明らかに高まっている。一方で、教育の質向上の観点（ICT教育の充実、ALTの増員等の予算捻出）から、今後更なる予算が必要になることが見込まれる。市財政全体を見た場合に、教育分野だけを聖域として予算を維持・拡大することはできない。</p> <p>以上のように、学校統廃合の議論は、教育委員会が抱える様々な課題・論点と密接に関係しており、統廃合によって生み出される人的・物的・財政的な資源を有効活用することで様々な問題解決に繋げることができるとい</p> | | |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|-------|
| <p>え、その点を考慮したうえで検討の加速が求められる。</p> <p>学校統廃合の議論において、地元の母校がなくなることに対する地元からの不満、喪失感は容易に想定されるものであり、難しい合意形成になることは避けられず、時間を要することは明白である。5年後、10年後に学校を統廃合するとしても、今から議論しておかなければ到底合意に至ることはできず、将来のタイムラインを意識した早め早めのコミュニケーション、グランドデザインの提示が重要である。</p> | | |
| <p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>iv) 公共施設マネジメントと連動した学校統廃合の検討</p> <p>【意見】 報告書 145 頁</p> <p>学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。ニュータウンとして整備された地域は、どうしても年齢別の人口構成がいびつにならざるを得ず、古くは多摩ニュータウン等、他の市町村においても人口構成の変化に伴って公共施設の配置を見直してきた。</p> <p>小中学校に通学する児童生徒が減少している一方、高齢化は進展しており、高齢者のための福祉施設は逆に不足しているケースも想定される。単に学校をなくす、ということではなく、学校の代わりに必要となる公共施設の整備とセットで議論する等、学校統廃合を地域の在り方を検討する中での議論として捉えるべきである。</p> | <p>【検討中】</p> <p>学校は、地域交流やスポーツ活動の拠点として、また、避難所としての機能を有するなど、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしています。小中学校の規模等適正化の基本方針では、3つの観点のひとつに「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」を位置付けており、学校が地域で果たしている多様な機能・役割を踏まえた上で、慎重に検討してまいります。</p> | 教育総務課 |

4. 学びの支援

(1) 学校給食

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|-------|
| <p>(ウ) 自校方式の給食可否の継続的な検討</p> <p>【意見】 報告書 149 頁</p> <p>志賀中学校では大津市と志賀町の合併以前から自校方式による学校給食の提供が行われていた。そして、合併後においても、平成 18 年 3 月の大津市と</p> | <p>【検討中】</p> <p>当該校の給食提供方法について、自校方式からセンター方式へ変更した場合における費用、運営上のメリット、デメリットについても整理中です。また、学校、保護者などとも意見交換を行っています。</p> | 学校給食課 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|---|-----|
| <p>志賀町の合併協定により、例外的に学校給食の提供が続いていた。</p> <p>当該協定では「当面の間、現行のとおり」学校給食を続けることとされている。現時点で合併から15年近く経過していることからすると、「当面の間」は十分経過しているものと考えられる。</p> <p>志賀中学校の自校方式の給食については、平成25年度の包括外部監査においても廃止を検討すべきとの指摘があったが、教育委員会において検討を行った結果、継続を決定したものである。</p> <p>合併当時及び上記継続決定の際には大津市内では中学校給食が実施されておらず、志賀中学校の給食がなくなれば保護者の負担が増加する等の問題があったことを背景に、自校方式による学校給食を続けることで合意及び決定されたものと思われる。しかし、令和2年1月より、市内の全中学校において学校給食が実施されている現状においては、当該問題は生じないため、他の中学校と同様に学校給食共同調理場から給食を配送することが合理的であると考えられる。</p> <p>一方、自校方式の給食を提供している志賀中学校に往査した際、関係者からヒアリングを実施したところ、自校方式のメリットとして配送の必要がないため、温かい給食を提供できる点や、それゆえの残食数の少なさが挙げられた。</p> <p>したがって、市として改めて自校方式のメリット・デメリットを整理した上で、継続するか否か検討する必要がある。</p> | <p>今後はそれらを踏まえながら、教育委員会で意思決定を行う予定です。</p> | |

5. 学校現地調査の結果

①A 小学校

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|-------------|
| <p>ii) 勤怠管理</p> <p>a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について</p> <p>【意見】報告書 155 頁</p> <p>個人情報携出簿を見たところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記</p> | <p>【取組中】</p> <p>持ち帰り時間については、自己申告となりますが、教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しています。引き続き勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤</p> | <p>教職員室</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|------|
| <p>入している教員がほとんどいなかった。</p> <p>確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員がいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。</p> | <p>務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p> | |
| <p>ii) 勤怠管理</p> <p>b) 長時間労働者に対する面接指導について</p> <p>【意見】 報告書 155 頁</p> <p>長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由が全て「疲労感はなく、体調に問題ない」というものであった。</p> <p>全ての教員が、本当に疲労感がないという理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p> | <p>【取組中】</p> <p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p> | 教職員室 |

②B 小学校

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|-------------|
| <p>i) 学校徴収金</p> <p>b) 精算報告書の監査の実施について</p> <p>【結果】 報告書 157 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていない。</p> <p>監査を受けることについて周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】 (B 小学校)</p> <p>令和 4 年度から P T A に監査を依頼し、実施しています。</p> <p>【措置・改善済】 (学校教育課)</p> <p>令和 4 年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の一つに、要項に定める様式(監査人は 2 名)により事前に監査を実施する旨の項目を追加し、周知徹底を図りました。</p> | B 小学校、学校教育課 |
| <p>i) 学校徴収金</p> <p>c) 取扱業者等校内選定委員会の議事録の未作成について</p> <p>【結果】 報告書 157 頁</p> <p>「学校徴収金要項」において、契約金額が高額となる修学旅行、卒業アル</p> | <p>【措置・改善済】 (B 小学校)</p> <p>今年度実施した業者選定委員会から議事録を作成しています。</p> <p>今後も議事録を残すよう選定委員会メンバーにも周知しています。</p> | B 小学校、学校教育課 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|---|-----|
| <p>バム制作及び制服等の学校指定物品等は、公正な競争や十分な説明責任が果たせるよう、取扱業者等校内選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けて決定し、選定委員会の議事録を作成することとされている。</p> <p>しかし、修学旅行選定委員会の議事録が作成されていなかった。情報提供を求められたときには説明責任が果たせるよう、議事録作成について周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】（学校教育課）</p> <p>令和4年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の一つに、「説明責任遂行の観点から、業者の選定又は決定に至るまでの協議の過程が分かる記録資料（議事録等）を作成し保存している」との項目を追加し、周知徹底を図りました。</p> | |

③C 小学校

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|-------------|
| <p>i) 学校徴収金</p> <p>a) 精算報告書の監査の実施について</p> <p>【結果】 報告書 158 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p> <p>この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。</p> <p>2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】（C小学校）</p> <p>令和3年度会計分から、2名で監査を実施しています。監査は、教務主任と会計処理に携わっていない事務職員が行います。</p> <p>【措置・改善済】（学校教育課）</p> <p>令和4年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の一つに、要項に定める様式（監査人は2名）により事前に監査を実施する旨の項目を追加し、周知徹底を図りました。</p> | C 小学校、学校教育課 |

④D 中学校

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|-------------|
| <p>i) 学校徴収金</p> <p>a) 精算報告書の監査の実施について</p> <p>【結果】 報告書 159 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p> <p>この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。</p> <p>2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】（D中学校）</p> <p>令和2年度会計分から、2名で監査を実施しています。</p> <p>【措置・改善済】（学校教育課）</p> <p>令和4年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の一つに、要項に定める様式（監査人は2名）により事前に監査を実施する旨の項目を追加し、周知徹底を図りました。</p> | D 中学校、学校教育課 |
| <p>ii) 勤怠管理</p> <p>a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について</p> <p>【意見】 報告書 159 頁</p> | <p>【取組中】</p> <p>持ち帰り時間については、自己申告となりますが、教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しています。今後もマニュアルに</p> | 教職員室 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|-------------|
| <p>個人情報携出簿を確認したところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員は多くなかった。</p> <p>確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員もいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。</p> | <p>基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p> | |
| <p>ii) 勤怠管理 b) 長時間労働者に対する面接指導について 【意見】 報告書 160 頁 長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「自己管理により健康を保っているため」、「休日等に休養をとることで疲労が回復できているため」、「疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない」等）であった。</p> <p>全ての教員が、本当にこれらの理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p> <p>この点、前年度分を閲覧したところ、様々な理由が書かれており、その中には、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間がもったいない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といったものがあり、これらを踏まえた上で対策を考える必要がある。</p> | <p>【取組中】 面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p> | <p>教職員室</p> |

⑤E 中学校

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|---|--------------------------|
| <p>i) 学校徴収金 a) 精算報告書の監査の実施について 【結果】 報告書 162 頁</p> | <p>【措置・改善済】（E 中学校） 監査については令和 2 年度会計分から 2 名で行っております。</p> | <p>E 中学校、 学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|------------|
| <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p> <p>この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。</p> <p>2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】（学校教育課）</p> <p>令和4年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の一つに、要項に定める様式（監査人は2名）により事前に監査を実施する旨の項目を追加し、周知徹底を図りました。</p> | |
| <p>ii) 勤怠管理</p> <p>a) 超過勤務申告書の作成方法及び集計方法について</p> <p>【意見】 報告書 162 頁</p> <p>各教員は、超過勤務申告書という表計算ソフトの勤怠管理台帳を作成して管理者に提出し、管理者は、以下の方法で超過勤務時間を集計することとなっている。</p> <p>また、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっている（例：45.3 時間の場合、46 時間）。</p> <p>A. PCにより把握した超過勤務時間（『SKYSEA ClientView』の解析）＋ B. 朝の超過勤務時間（『超過勤務申告書』）＋C. 土日祝日の勤務時間（『超過勤務申告書』）</p> <p>当学校では、前年度の管理者は上記のAのとおり、端末の時間解析を用いていたが、今年度になって管理者が異動で変わってから現在の管理者は上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握するようになっていた。なお、現在の管理者が上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握している理由は、端末からログイン時間を出力する方法を知らないため、との回答であった。</p> <p>また、『超過勤務申告書』の持ち帰り時間の表計算ソフトの合計時間の関数が破損しているのかそれとも値が直接入力されているのかはわからないものの、正しくない数字で表示されていたが、合計欄の数字が正しくないことに、管理者は気付いていなかった。なお、この関数が破損した持ち帰り時間合計欄を管理者は使用していなかったため、勤怠に影響はなかった。</p> | <p>【措置・改善済】（E中学校）</p> <p>今年度からICカードによる勤怠管理が導入され、超過勤務時間数を客観的に把握できるようになりました。</p> <p>なお、土日の勤務や持ち帰り時間については自己申告となりますが、勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、教職員に徹底しました。</p> <p>【措置・改善済】（教職員室）</p> <p>令和3年度から、各校においてICカードによる勤怠管理を実施したことにより、朝や放課後の超過勤務時間数を客観的に記録しています。</p> <p>なお、土日の勤務や持ち帰り時間については、自己申告となりますが、勤怠管理が正しく運用できるように、管理職向けの「集計マニュアル」と職員向けの「勤務時間把握マニュアル」を配布し、個々の超過勤務時間数を把握しています。</p> | E 中学校、教職員室 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|----------|-----|
| <p>さらに、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっているが、前任の管理者は端数切り下げで計算していた。</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省、平成29年1月20日）では、自己申告よりも端末のログイン時間による勤怠時間の把握が例示されており、市の就業時間の把握方法についても厚生労働省のガイドラインに沿ったものであることから、管理者は規定どおりに勤怠時間を把握すべきである。また、管理者によって時間の集計方法が異なることは明らかに勤怠管理の公平性を欠いており、画一的な管理を行う必要がある。</p> <p>よって、各学校の勤怠管理者に、勤怠管理の正しい運用の指導を、再度徹底する必要がある。また、例えばタイムカードや勤怠ICカードの導入等、より精度が高く、なおかつ恣意性の入らない画一的な勤怠管理の仕組みを構築することが望まれる。</p> | | |

⑥F 中学校

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|--|-------------------------|
| <p>i) 学校徴収金</p> <p>a) 物品購入時の見積書の入手について</p> <p>【結果】 報告書 165 頁</p> <p>「学校徴収金要項」において物品の購入の際には、事前に見積書を添付し購入伺い書を提出して決裁を受けたいと業者が発注をすること、及び10万円を超える支出については複数業者による見積合わせを行うこととしている。</p> <p>しかし、見積書を入手せず、請求書を添付した支出伺い書による事後決裁にて支出していた。また、10万円を超える支出についての複数業者による見積合わせもなかった。見積書を添付した購入伺い書による事前決裁を受けること、支出が10万円を超える契約については、複数業者からの見積り合わせを実施することの周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】（F中学校） 見積書の添付について、職員に周知しました。</p> <p>【措置・改善済、方針決定】（学校教育課） 「物品購入時には、事前に見積書を添付した購入伺い書により決裁を受け、業者発注を行うこと」については、令和4年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の中に適正な処理の順序を具体的に明記しました。あわせて、4月及び2月の事務職員会議において口頭にて直接説明を行い、周知徹底を図りました。</p> <p>「10万円を超える支出の見積合わせ」については、保護者負担の軽減に努めることは必要ながら、公金の予算執行との整合性（配当予算内の消耗品は各課購入が可能（80万円以上は入札））や、見積合わせになじまない物品（ドリルなど出版元の定価がある図</p> | <p>F 中学校、 学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|-------------|
| | 書教材など)もあるため、その在り方を見直すこととし、学校徴収金要項の改正を検討してまいります。 | |
| <p>i) 学校徴収金 b) 精算報告書の監査の実施について 【結果】 報告書 166 頁 学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。 監査を受けることについて周知徹底が必要である。</p> | <p>【措置・改善済】 (F 中学校) 令和 3 年度から保護者による監査を実施しました。</p> <p>【措置・改善済】 (学校教育課) 令和 4 年度から、書面監査及び訪問による執行状況確認の際の確認項目の一つに、要項に定める様式(監査人は 2 名)により事前に監査を実施する旨の項目を追加し、周知徹底を図りました。</p> | F 中学校、学校教育課 |
| <p>ii) 勤怠管理 a) 長時間労働者に対する面接指導について 【意見】 報告書 166 頁 長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員がほとんどいなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ(「疲労の蓄積を感じていないため」等)であった。 全ての教員が、同じような理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p> | <p>【取組中】 面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。 教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p> | 教職員室 |

7. 学校徴収金

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|-------|
| <p>①口座振替による徴収について 【意見】 報告書 173 頁 学校徴収金については、合理化、事務負担の軽減、安全・確実な管理を図るため、現金による徴収でなく口座振替による徴収が有用である。学校徴収金要項においても、徴収方法として口座振替制度を勧めている。 全校に実施したアンケートによると、学年費や卒業旅行等の積立金については、2 校を除き全て口座振替による徴収であった。 現金集金の当該 2 校によると、へき地校であり、金融機関が遠く、口座振</p> | <p>【検討中】 当該 2 校については、学校規模や地域的な特性など他校と異なる部分も多いため、安全・確実な学校徴収金の取扱いに関する適切な手法について、引き続き検討していきます。</p> | 学校教育課 |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|---|--------------|
| <p>替の利便性を感じないため現金にて集金しているとのことであるが、安全・確実な集金をするためにも口座振替制度の導入を検討されたい。</p> | | |
| <p>②ドリル・ワーク等の副教材の選定について 【意見】報告書 173 頁 修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品は、選定委員会を設けて決定し、議事録を作成することとされているが、学年費の主たる用途であるドリル・ワーク等の副教材の決定については、特段の記載はない。 ドリル・ワーク等の副教材の学年費に占める金額的割合は高く、その選定については説明責任を果たせるようにすべきであると考えます。これらは各学校の各教科の教員により議論して選定されているが、その選定過程を記録した議事録等は、往査した学校のいずれも作成されていなかった。 保護者への説明責任を果たせるよう、ドリル・ワーク等の副教材についても選定過程を記録して残すことが望まれる。</p> | <p>【未措置】 ドリル・ワーク等の選定経過を記録することは、保護者への説明責任を果たすために必要であると考えます。 議事録の作成はしていませんが、各学校は教材を使用する前に、使用目的や採用する理由を記載した「教材使用届」を教育委員会に提出するため、説明は可能です。</p> | <p>学校教育課</p> |
| <p>④保護者への監査担当の協力依頼について 【意見】報告書 175 頁 「学校徴収金要項」において、監査は保護者を含めた構成で行うことが望ましいとされているが、PTA 等多忙な様子の保護者に対し、依頼しづらいという学校の意見もあった。 一方、PTA の中には、役員の役割分担に学校徴収金の精算報告書の監査担当を決めているところもあるとのことである。このような事例も参考に保護者に協力を求めるよう努力されたい。また、教育委員会においても、監査の趣旨等を記載した標準の依頼文を作成して学校に配布する等、保護者への協力を依頼するための学校への支援が望まれる。</p> | <p>【その他（現状維持）】 学校徴収金に関する帳簿類については、未収状況や振込先口座など児童生徒等の個人情報も含むなど、在校性の保護者による監査が適さない場合もあるため、「学校徴収金要項」においては「望ましい」との表現に留めているところです。 同要項の主旨は、客観性の確保や不正行為の抑止を目的とした公平な監査を実施することであり、保護者以外の外部関係者に協力を求める等、各校の状況に応じた適正な監査となるよう、支援していきます。</p> | <p>学校教育課</p> |
| <p>⑥部活動費について (ア) 学校徴収金要項における部活動費の位置付けについて 【結果】報告書 176 頁 学校徴収金要項において、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要領に沿って会計処理を行うこ</p> | <p>【検討中】 部活動費の学校徴収金への位置付けについては今後も引き続き検討していきますが、準公金として現金等の適正な保管と帳簿類の備え付けは必要であると考えています。今後は部活動費の会計処理方法の適正化について更に周</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|---|--------------|
| <p>ととされているが、同要項に沿うべき部活動の範囲が明示されていない。</p> <p>往査した3中学校において、事務担当者が部活動顧問より報告を受け、その収支報告書を管理している部活動費の範囲は、以下に記載のとおり、まちまちであった。</p> <p>また、収支報告のある部活動費においても、見積書が入手されていない、10万円以上の支出でも複数業者より見積書を徴収していない等、学校徴収金要項に沿わない会計処理が見られた。</p> <p>部活動費も保護者から学校が徴収する限りは、説明責任を果たし、情報提供ができる必要がある。学校徴収金要項に沿うべき部活動費の範囲を明確にするとともに、原則という曖昧なものではなく、部活動費についても学校徴収金として捉え、各種資料の管理と適正な保管を徹底させることが必要である。</p> | <p>知を強めるとともに、当課の訪問による執行確認時に合わせて帳簿類の確認を行います。</p> | |
| <p>⑥部活動費について (イ) 部活動費の徴収方法について 【意見】 報告書 176 頁</p> <p>全校アンケートの結果、部活動費を振込みにより徴収している1校1部活動を除き、全て現金回収にて行われている。現金による徴収は部活動顧問である教員が行っているケースがほとんどのものであるが、往査した中学校では、徴収が間に合わず、部活動顧問が立替払いしているケースも見られた。事故防止及び教員の負担軽減のために、振込入金や口座振替による徴収を検討されたい。</p> | <p>【検討中】</p> <p>事故防止の観点から現金による収納形態の見直しは必要であると考えています。</p> <p>振込入金や口座振替では手数料が保護者負担となることや、口座振替の事務手続が非常に煩雑となることなど、課題点が多いため、適正かつ効率的な徴収の手法について引き続き検討を進めていきます。</p> | <p>学校教育課</p> |
| <p>⑥部活動費について (ウ) 部活動費の縮減について 【結果】 報告書 177 頁</p> <p>学年費や積立金の学校徴収金については、学校徴収金要項に従い、年度当初に支出計画を立てて徴収金額が決定され、終期が来ていない積立金等を除き、余剰がでた場合には精算して保護者に返金されている。</p> <p>一方、学校徴収金要項では、部活動費についても原則学校徴収金要項に沿うとされているものの、往査した学校の部活動費について、年度当初に支出計画を立てて徴収すべき額を計算している部活動はほとんどなく、前年度の</p> | <p>【検討中】</p> <p>部活動費も学校徴収金と同様に、年度当初の支出計画に基づき徴収金額を決定する必要があります。今後は適正な予算額及び徴収金額への見直しについて各校に周知を図っていきます。</p> <p>また、年度末の余剰残高については、原則として精算及び返金処理を行うべきではありますが、部活動費については、学年費や学級費に比べ徴収単位が小規模であるため、年度ごとの部員数や大会出場回数等が予算に大きく影響を及ぼす場合があります。安定的な活動の継続と年度単位の徴収金額の急激な変動回避のためには、繰越金等</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>金額を踏襲して徴収しているところが多かった。</p> <p>また、年度末の余剰残高については精算されず、次年度へ繰り越しされているが、3月末付近におけるボールやシャトル、Tシャツ等の購入等、残高消化ともみられる支出も散見された。</p> <p>部活動費についても、学年費等の学校徴収金同様、支出計画を立て、計画に沿った最低限必要な部費のみを徴収すべきである。臨時的な費用の発生などにより、資金不足が発生した場合には都度保護者に説明して必要額を徴収するなどの措置を行い、また、もし余剰が出た場合には精算して保護者へ返金することとされたい。なお、その場合、吹奏楽部等楽器を保有しているために修繕費や更新費用を積み立てる必要がある部活動については、通常使う部費と積立金を区別し、通常部費の余剰は精算して返金し、積立金にあてる部費は繰越処理をする等の対応が必要と考える。</p> | <p>の弾力的な活用も一部やむを得ない場合も見受けられます。</p> <p>繰越額については、過剰な金額や遡増とならぬよう、最低限必要な範囲にとどめること、また、積立金として区分して管理していくことも含め、具体的な取扱方法については、現状も踏まえながら適正な在り方について引き続き検討を進めていきます。</p> | |
| <p>⑦学校徴収金要項の周知徹底について 【意見】報告書 177 頁</p> <p>平成 25 年度に実施された包括外部監査において、「平成 24 年度に「学校徴収金の取扱いに関する要項」を各学校に通知し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。」との意見を受け、教育委員会は、「平成 25 年度 包括外部監査の結果に基づく措置状況（平成 26 年 4 月 30 日現在）にて、今後は毎年度 10 校程度を目安に同会計の執行状況について調査、点検を実施し、それらの結果を踏まえ、学校側への情報提供等連絡を密にしなが、より一層適切な会計処理に向け取り組むとともに、公費・私費の区分の適正化にも努める。」としている。</p> <p>そこで、その後の教育委員会の各学校の調査、点検状況を確認したところ、平成 27 年度 22 校、平成 28 年度 23 校、平成 29 年度 18 校、平成 30 年度 17 校、令和元年度 20 校について、学校徴収金等の執行状況の確認が行われ、検査結果がまとめられていた。また、平成 30 年度からは、検査結果に対</p> | <p>【措置・改善済】</p> <p>令和 3 年度は学校徴収金要項の研修を全事務職員及び全教頭を対象に行いました。また学校徴収金の取扱いに関する要項については累次にわたり各校への周知を図りました。</p> <p>令和 4 年度は、例年の全事務職員対象の会議(年 2 回)に加え、不祥事に関する研修を行いました。学校徴収金に係る学校長あて通知や校園長会でも重ねて周知に努め、監査による改善点や課題を共有し、理解の定着を図りました。</p> <p>学校では事務職員による共同事務化に取り組んでおり、初任者の指導に加え、学校徴収金に係る課題の共有や事務執行の相互支援なども積極的に行われています。</p> <p>以上のとおり、学校徴収金要項の周知徹底について措置・改善を行いました。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>する改善状況を、各学校に「学校徴収金等の執行状況等確認に係る改善報告書」にまとめて報告を求めるようにされており、周知徹底への取組について改善が認められた。</p> <p>しかし、今回の学校現地調査の結果、学校徴収金要項の周知徹底がなされていないケースが見られた。教育委員会によると、指摘、指導後は改善がみられるが、各学校の教職員の配置換え等により周知が図られていない面も大きいとのことである。過去には初任者研修に学校徴収金をテーマにした研修も実施されていたとのことである。</p> <p>各学校にて教職員の配置換えに関わらず、学校徴収金要項が周知徹底できるよう図られたい。また、研修に当たっては、学校徴収金の会計には専門的な面もあるため、初任者でなく中堅者を対象にして、中堅者を通じて初任者に教授するのも一案であると考え。</p> | | |
| <p>⑧教職員の負担軽減への取組について 【意見】報告書 178 頁</p> <p>学校徴収金について改善すべき課題が見られるが、その解消のためには人員不足による課題も大きいと考えられた。事務職員の職務として公費を取扱う業務に加え、学校徴収金の事務があるが、現在、市の学校の事務職員は、各学校の児童・生徒数の規模等に基づき公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）により、1名または2名が県費により配置されている。しかし、部活動の有無や学校行事も含め、児童・生徒数の規模によらず、事務に一定の負荷がかかるものも多く、1名配置か2名配置の境界線上にある規模で1名配置の学校では特に事務職員の負荷が多いように感じた。</p> <p>滋賀県教育委員会の配置基準は、教職員の働き方改革が推進される前と変わっていないとのことである。</p> <p>滋賀県教育委員会に対し、人員の加配を要望するとともに、市において、実情に応じた独自の基準を作り、市費での人員配置も検討されたい。</p> <p>また、学校徴収金の事務について、文部科学省は、学校給食の公会計化の取組の推進に加え、徴収・管理事務に</p> | <p>【取組中、その他（現状維持）】</p> <p>現在のところ、市費単独で事務職員を配置する予定はありません。</p> <p>学校事務については共同事務化を進めており、事務の効率化に努めています。また、共同事務室においてリーダーを担う事務職員の加配について県教委に要求しているところです。</p> <p>学校徴収金については、副教材の購入廃止や学校等への備え付けによる公費化など、各学校で徴収金額の圧縮や見直しにつながる手法について通知用のQ&Aなどに明記し周知を行いました。</p> <p>なお、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することについては、会計上の困難が大きく、現状ではその方針はありません。</p> <p>今後も事務の見直しや効率化を徹底することにより事務職員の負担軽減を図っていきます。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|--|--------------|
| <p>についても地方自治体の業務とすることや、学校徴収金の徴収・管理については、本来は、地方公共団体が担うことが望ましく、学校以外が担うべき業務であるという通知を出している。</p> <p>市においては、平成27年度に学校給食費を公会計化しているが、これらの通知を踏まえ、学校給食費と同様、学校徴収金の徴収・管理についても教育委員会で担うことができないか検討されたい。</p> <p>特に、学校給食費が公会計化されてからは、口座振替による給食費の徴収は市で実施し、同じく口座振替の学校徴収金の徴収は学校で行っている。教育委員会においては、中学校全校に学校給食を取り入れているため、口座振替のための手続が、給食費と学校徴収金とで二度手間になっているといえる。また、往査した学校によると、学校徴収金の滞納者は給食費も滞納されているとのことであり、滞納している場合はどちらも滞納していることが多い傾向にあるならば、督促の手続についても一括する方が、効率性が図れるのではないかと考える。</p> <p>給食費と学年費等の学校徴収金の徴収業務を口座振替により一括徴収している他市の事例もあり、教育委員会においても、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することで、事務負担の軽減が図れないか検討されたい。また、学校徴収金と給食費の徴収業務について、アウトソーシングするほうが合理的であればアウトソーシング化することも一案であると考えます。</p> | | |
| <p>⑨滞納金への対策について 【意見】報告書 179 頁 学校徴収金に滞納が生じた場合、徴収していない児童生徒に対しても副教材等が提供されているため、当該児童生徒の保護者に対し債権が生じることになるが、回収できなかった場合、その分は、他の児童生徒の保護者からの徴収金で賄われることになり、保護者間で不公平が生じる。</p> <p>現在、各学校では、滞納が生じた場合、滞納リストを作成し、教職員による督促状の送付や電話連絡、家庭への訪問を行いながら、生活保護費や就学</p> | <p>【検討中】 学校徴収金の滞納対策として児童手当からの徴収を進めていきます。また、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策について引き続き検討していきます。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>援助費からの充当の申請なども行い、回収努力がなされている。</p> <p>また、平成24年に施行された児童手当法の一部を改正する法律により、受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費等の徴収等が可能となったことから、一部の自治体では児童手当を活用した滞納金対策が図られている。</p> <p>滞納金対策として、学校徴収金を児童手当から徴収できることは、過年度分も含めた滞納金額の減少及び教職員の督促業務の負担軽減の面で大きな効果があるようである。</p> <p>教育委員会においても、学校から相談を受け、滞納金を児童手当から徴収した事例があるものの、件数としてはまだ少ない。</p> <p>例えば、千葉市では、滞納金対策として、滞納が発生した場合のみでなく、児童生徒全員の保護者から、入学当初に、学校徴収金に関する同意書及び学校徴収金が滞納した場合に児童手当から支払うことの申出書の提出を依頼し、入手している。それにより、滞納が生じた場合の児童手当からの徴収が比較的スムーズに行えているとのことであり、効果的な方法であると考えられる。</p> <p>教育委員会においても、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策を検討されたい。</p> | | |
| <p>⑩準公金としての取扱いについて 【結果】報告書 180 頁 市総務部コンプライアンス推進室が定める準公金事務処理要領（以下「準公金事務処理要領」という。）においては、準公金を以下のように定義している。</p> <p style="text-align: center;">（以下：略）</p> <p>また、「準公金事務処理要領」とは別に、所属ごとに準公金を取扱う手順を「準公金取扱いマニュアル」に記載して処理することとされている。</p> <p>学校徴収金は、この準公金事務処理要領における準公金の定義の(3)その他の現金に当てはまり、教育委員会が定</p> | <p>【措置・改善済】 令和3年度以降、準公金事務処理要領に基づく検査を実施しています。</p> <p>また、令和4年度から、準公金取扱い状況一覧表の作成並びに所管部局長及び総務部長（行政管理室長）への報告を行っています。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>めた学校徴収金要項においても、「学校徴収金は保護者から信託された準公金である」としている。また、学校徴収金要項は、その取り扱う手順を記載した「準公金取扱いマニュアル」に該当するとのことである。</p> <p>一方、準公金事務処理要領では、準公金の出納保管責任者は、年度当初に準公金取扱状況一覧表を作成し、所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告するものとしてされているが、学校徴収金についてはなされていないため、この報告が必要である。</p> <p>また、準公金事務処理要領において、各部局のコンプライアンス推進員は、あらかじめ職員を指名し、毎年1回以上準公金の取扱いを検査させなければならないとされている。現状では、教育委員会において、毎年20校前後の小中学校を対象に、学校徴収金を含めた準公金の執行状況を点検しているが、全校に対して毎年1回以上の実施が必要である準公金事務処理要領には則していないといえる。準公金事務処理要領に則した検査の実施方法を検討する必要がある。</p> | | |
| <p>⑩各学校の学校徴収金以外の準公金について</p> <p>【結果】報告書 181 頁</p> <p>学校現地調査において、外部団体である教育振興会を設置し、その通帳と印鑑を預かり、出納管理を学校が行っていた中学校があった。当該外部団体は、中学校区内の住民及び法人、団体、区外在住の同窓生、その他の有志をもって組織されており、会費を徴収し、主に学校の部活動の費用補助に支出されているが、これは、前述の準公金事務処理要領における準公金の定義の(1)外部団体等現金に当てはまる。</p> <p>また、現地調査を行った学校を含め全校に実施したアンケートによると、教職員から親睦会費を定期的に徴収し、その預金通帳を出納保管している学校が、小学校で37校中26校、中学校で18校中9校あり、これらについては、準公金事務処理要領における準公金の定義の(4)親睦会等現金に当てはまる。</p> | <p>【措置・改善済】</p> <p>令和3年度以降、準公金事務処理要領に基づく検査を実施しています。</p> <p>また、令和4年度から、準公金取扱状況一覧表の作成並びに所管部局長及び総務部長（行政管理室長）への報告を行っています。</p> <p>外部団体现金を含む準公金については、学校で取り扱う現金を極力減らすことが事務負担の解消及びリスクの管理となるため、取扱範囲の見直しについて学校への働きかけを継続していきます。</p> | <p>学校教育課</p> |

| 監査の結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 担当課 |
|--|----------|-----|
| <p>準公金事務処理要領によると、毎年1回、準公金について所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告しなければならないとされているが、これらの準公金についてはなされていない。準公金事務処理要領に従った処理が必要である。</p> <p>さらに、準公金事務処理要領において、準公金について、以下のように記載されている。</p> <p style="text-align: center;">（以下：略）</p> <p>よって、上述の外部団体の預金については、本来、その団体が自ら取り扱うべき性格のものである。また、学校が真にやむを得ず取り扱わざるを得ないものとは考えられない。さらに、当該預金を管理する事務職員や学校長等の責任・負担も大きいと考える。準公金事務処理要領にあるように、団体の自主運営を育成することで、学校では預からず、団体自らが取り扱うように図っていく必要がある。また、親睦会費についても、定期的に徴収せず、必要時に徴収するなどして、その取扱いを極力減らしていくことが必要である。</p> | | |